日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2015. 8.08
No.16-013

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

乗務時間制限
年間 900 時間を
「960」に JAL が提案

日本航空は、55 歳以上の機長や 48 歳以上の副操縦士そして年齢に拘らず病欠者を「貢献度が低い」として、2010 年 12 月 31 日に整理解雇を強行しました。

労働組合の争議権確立手続に対し、JAL 経営は嘘の脅かしで介入するという不当労働行為（2015 年 6 月高裁勝利判決）まで行いました。
また、会社更生法上の削減数が超過達成している事実に経営は未だに反論できません。

一方、客室乗務員を含めた 165 名の整理解雇者には、「止むを得ず解雇」の通知書を一方的に整理解雇時に送付しています。

その後、日本航空本体から 180 名を超える乗員流失が続き、高稼働の勤務状態が常態化し、年間乗務時間制限の 900 時間を超える為、毎年 12 月末にはフライト出来ない乗員が発生、加えて、勤務協定違反の路線が現在も発生しています。

整理解雇者の職場復帰という組合提案に
あくまで「乗員は不足していない」の偽装？？？

組合から乗員不足解消の施策として、整理解雇者の職場復帰の提案に対しても JAL 経営は一切耳を傾けない状況が続いています。

乗員不足を否定している JAL 経営ですが、2015 年 4 月に特別運航乗務員（60 歳から 65 歳まで就業可能とする）、2016 年からは 65 歳までの 5 年間一括契約の実施、そして今回は 7 月 15 日に勤務協定改定案を乗員の職場に提案してきました。

日本航空の職場の人員不足が更に露呈した状況と言えますが、今後、一層の健康問題や安全運航が心配されます。

詳細は、乗員速報 62－238 参照

皆さん　2016年度も　カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団 HP 日程参照

＊東京地裁：9 月 14 日（水）
マタハラ裁判　第六回口頭弁論
527 号法廷　13:30～　報告集会予定あり
「JAL CA マタニティハラスメント是正裁判
未来の飛んでる（みらとん）ママを支える会」
会則　・　5 月 11 日ビラ　・　要請書と署名用紙

＊山口 宏弥氏 著書紹介：「安全な翼を求めて」

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。